公益社団法人　青森県社会福祉士会

Aomori Association of Certified Social Workers

福祉サービス第三者評価事業

～福祉サービスの「質」の向上を目指して～

社会福祉士は、福祉に関する相談援助の専門職です。

青森県社会福祉士会の第三者評価は、社会福祉士資格を持つ評価調査者が伺います。

客観的な評価をとおして新たな気づきのご提案ができるものと確信しております。事業者が自身の特徴を知ることで、サービスの質の向上に結びつけることができます。是非ご活用ください。

○福祉サービス第三者評価事業とは？

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。
評価結果は、ご利用者様・ご家族様の情報資源にもなります。

○福祉サービス第三者評価を実施するメリット

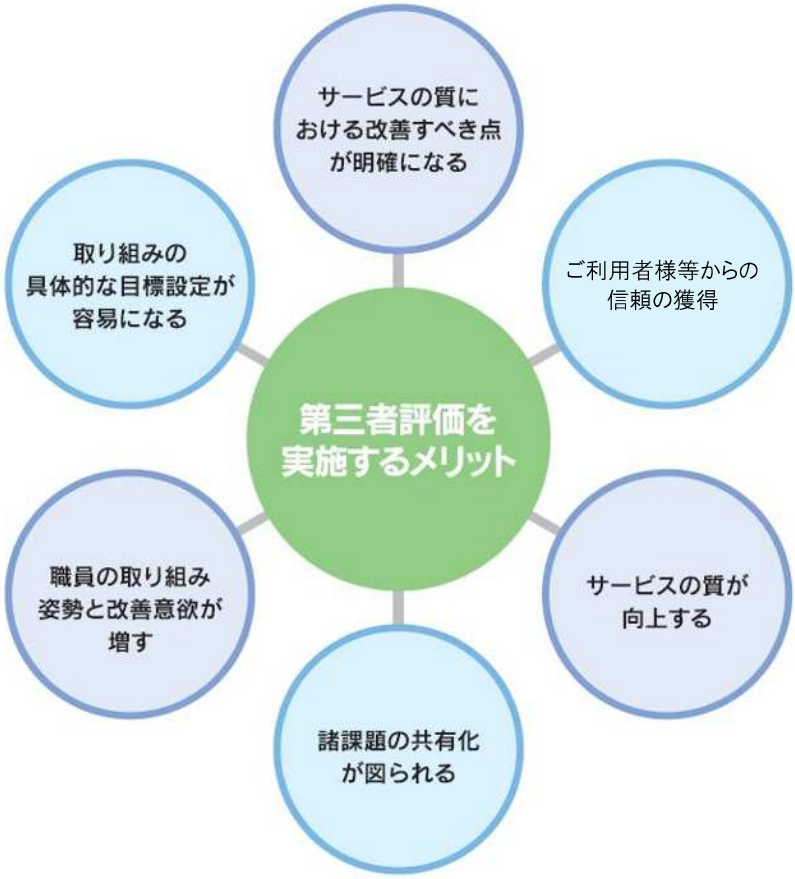

○(公社)青森県社会福祉士会が行う第三者評価の特徴

特徴１

青森県社会福祉士会の会員が評価を行いますので、全員が社会福祉士の有資格者です。
福祉分野だけでなく、組織運営や医療等の分野にも精通している評価調査者が所属しています。

特徴２

訪問調査は基本的に１日で行っています。また、自己評価等の集計も当会が行いますので、受審にかかる事業所の負担が少なくなっています。

○第三者評価スケジュール

		受審事業所	（公社）青森県社会福祉士会
	第１週 契約の説明	評価受審申込書の提出 ⇨	評価受審申込書の受付
		評価方法や受審までの重要事項の説明	
		受審事業所との契約締結	
評価の実施	第２～４週 事業評価 （自己評価） 利用者調査の実施	評価実施にあたっての事前打ち合わせ	
		事業所スタッフ（職員）への説明・理解	
		ご利用者様（ご家族等）への説明（必要時）	
	調査票への記入	事業所評価（自己評価）の実施 ・現場職員による自己評価 ・管理職による自己評価	利用者調査の実施
		自己評価の提出 ⇨	調査票の回収
	第５週 自己評価等の分析	分析結果の確認 訪問調査の準備	自己評価の集計・分析
		訪問調査の日程調整	
	第６週 訪問調査	訪問調査の実施 （分析結果説明・ヒアリング・情報収集）	評価調査者 ３名の派遣
評価結果のまとめ・公表	第８～１２週 評価結果	評価結果（案）の収受	合議による評価結果のとりまとめ
		評価結果の報告	
		評価結果の公表の同意	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会への評価結果の報告
		評価結果の自己開示	評価結果の公表
	評価終了		

○調査料金一覧　※消費税別途

	20人未満	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
定員数	250,000円	300,000円	350,000円	400,000円	450,000円

※内容評価基準１項目につき５００円が別途加算されます。

○評価対象事業所

老人福祉施設、障害福祉サービス、児童福祉施設、生活保護施設、

社会的養護関係施設　他

※詳細はご相談ください。

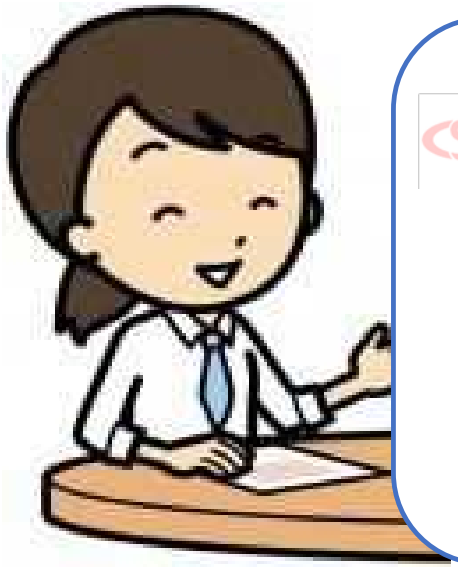

【お問い合わせ先】
公益社団法人　青森県社会福祉士会
『福祉サービス第三者評価事業委員会』
〒030-0822　青森市中央３丁目 20-30
県民福祉プラザ５階
ＴＥＬ　017-723-2560
ＦＡＸ　017-752-6877
ＨＰ　http://www.aacsw.or.jp
E-Mail　aacsw@nifty.com
受付時間　月曜日～金曜日　9:00～17:00